

建設業法 Q&A

令和8年3月改訂版

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

はじめに

この事例集は、研修会での質疑や日頃の業務の中で各県土整備事務所（局）又は建設業者の方から寄せられた相談・質問等についてまとめたものです。

この事例集を参考に、適正な施工体制の確保及び建設業法の遵守をお願いします。

令和8年3月

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

目次

1. 建設業許可関係	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2. 請負契約関係	・ ・ ・ ・ ・	P 16
3. 技術者制度	・ ・ ・ ・ ・	P 29
4. 元請：特定建設業者の責務	・ ・ ・ ・ ・	P 45
5. 一括下請（丸投げ）	・ ・ ・ ・ ・	P 48
6. 施工体制台帳・施行体系図	・ ・ ・ ・ ・	P 50
7. 共同企業体	・ ・ ・ ・ ・	P 52
8. その他	・ ・ ・ ・ ・	P 53

凡例

次の法令を掲げる場合は、略称を用いています。

建設業法	・ ・ ・ ・ ・	法
建設業法施行令	・ ・ ・ ・ ・	令
建設業法施行規則	・ ・ ・ ・ ・	規則

1. 建設業許可関係

※実際の許可申請にあたっては、「建設業許可の手引き」もあわせてご覧ください。

Q1-1 建設業許可について

建設業を営む場合は、必ず許可を受けなければいけませんか。

□A1-1

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、建設業許可を受ける必要があります。（法第3条）

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とされています。（令第1条の2第1項）

Q1-2 軽微な建設工事の判断基準について

軽微な建設工事（500万円未満）は建設業許可がなくても請け負うことが可能とされていますが、次のような工事も軽微な建設工事になりますか？

- ① 独立した工種ごとに契約し、個別には請負代金が500万円未満だが、合計すると500万円以上になる場合
- ② 元請工事の工期が長期間で、500万円未満の工事を請け負った後に長期間の間を置いて再度500万円未満の工事を請け負ったが、合計すると500万円以上になる場合
- ③ はつり、雑工事等で断続的な小口契約をしたが、合計すると500万円以上になる場合

□A1-2

- ① 工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負う時は、各契約の請負代金の合計額を工事の請負代金とすることになっており、軽微な建設工事に該当せず建設業許可が必要となります。（令第1条の2第2項）
- ② ①と同様に考えるので軽微な建設工事には該当しません。
- ③ ①と同様です。例えば、単価契約等による工事を行った場合、総額（単価×数量）が500万円以上になる場合には、軽微な建設工事には該当しません。

Q1-3 元請から下請への資材提供について

無許可業者に下請工事を 400 万円で発注し、この下請工事について必要な材料（200 万円相当）を支給しようと思いますが問題はありませんか。

A1-3

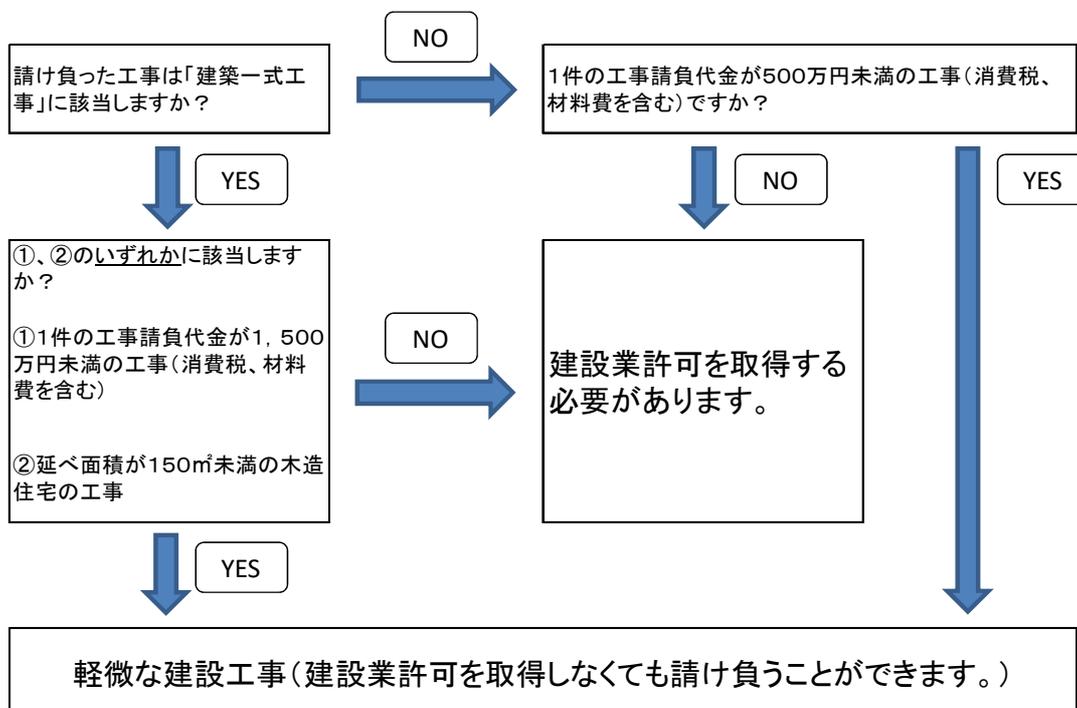
元請業者から下請業者に対して支給される材料費（市場価格又は市場価格及び運送料）は全て請負代金に加算されることから、請負金額が軽微な建設工事の範囲を超えてしまうため無許可業者への下請工事の発注はできません。（令第1条の2第3項）

下請工事 400 万円 + 支給材料 200 万円 = 600 万円 \geq 500 万円

【参考】

特定建設業の許可が必要かどうかを判断する際の、「発注者から直接請け負う1件の建設工事について、5,000万円（建築工事業については8,000万円。以下同じ。）以上の工事を下請けさせようとするとき」の、5,000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

【参考】軽微な建設工事判別フロー図



Q2 軽微な建設工事のみを請け負う業者について

建設業の許可を受けずに軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業法の適用を受けないのですか。

□A2

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可（法第3条）を受ける必要がないだけで、**原則として建設業法の対象**となっています。

したがって、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者によって建設業法に違反するような建設工事が行われた場合には、その工事が施工されている区域を管轄する知事はその業者等に対して、建設業法の指示処分又は営業停止処分をすることができると規定されています。

許可を受けないで建設業を営む者に適用される建設業法の主な規定

- ① 公正な請負契約の締結義務・請負契約の書面締結義務等（法第18条・第19条）※詳しくは「建設企業のための適正取引ハンドブック」をご覧ください。
- ② 建設工事紛争審査会による紛争解決（法第25条）
- ③ 都道府県知事による指示処分及び営業停止処分（法第28条第2項・第3項）
- ④ 利害関係人による都道府県知事に対する措置要求（法第30条第2項）
- ⑤ 都道府県知事による報告徴収・立入検査（法第31条）
- ⑥ 都道府県知事による指導・助言・勧告（法第41条第1項）

Q3 建設業の「営業所」について

建設業の「営業所」はどのような特徴があるのですか。

□A3

建設業の「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、「営業所」に該当することになります。

ただし、建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であっても建設業には全く無関係なもの及び単に登記上の本店等に過ぎないものは、ここでいう「営業所」とは判断されません。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。また、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

Q4 従たる営業所（支店等）の許可区分について

主たる営業所と従たる営業所で、1つの業種について、一方は特定、一方は一般の建設業許可を取得すること、又はそのように変更することはできますか。

□A4

主たる営業所が持つ一般・特定の区分を越えて、従たる営業所が許可を取得・変更することはできません。例えば、ある業種について主たる営業所と従たる営業所で特定建設業を取得している場合で、従たる営業所技術者等の交代に伴い、一般建設業しか担当できなくなった場合は、従たる営業所の当該業種を廃止するか、主たる営業所の特定建設業許可を一般建設業許可にする必要があります。

Q5 従たる営業所（支店等）の許可業種について

会社として、「土木工事業」と「舗装工事業」の許可を持っていますが、主たる営業所では、「土木工事業」と「舗装工事業」を、従たる営業所では「舗装工事業」のみを許可業種とすることはできますか。

□A5

可能です。建設業許可は一企業体を基準に取得するもの（個人業であれば当該個人に、法人であれば法人格に許可が付与されます。）ですので、主たる営業所で営業する許可を、従たる営業所で営業しないとしても問題ありません。

※ただし、従たる営業所においては「土木工事業」の軽微な建設工事であっても営業することはできません。従たる営業所で「土木工事業」を営む場合は、「土木工事業」について専任技術者を追加登録する必要があります。

Q6 建設業許可通知書の再発行及び許可証明書の発行について

新規や更新、業種追加の際にもらえる許可通知書の再発行はできますか。

□A6

許可通知書は申請に対する許可処分のお知らせであり、再発行できません。

代表者の変更や商号変更等に対応した書類が必要な場合は、最寄りの県土整備事務所（局）で許可証明書（1部500円）をご請求ください。

Q7 社会保険等の加入と建設業許可について

令和2年10月から健康保険等への加入が許可要件となりましたが、社会保険（健康保険・厚生年金保険、雇用保険）未加入の場合は許可を受けることができないのでしょうか。

□A7

令和2年10月1日以降に新たに建設業許可を申請する場合（更新等を含む）において、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用事業所である場合には、それぞれの届書を提出していることが許可要件となりました。（令第7条第2項）

ただし、各保険の適用除外事業所である場合には、加入していなくても建設業許可を受けることは可能です。

上記保険の適用事業所である者が届書を提出していなかった場合や、新たに適用事業所となった者が届書を提出していなかった場合には、許可取消の要件に該当します。

Q8-1 決算後に必要な手続きについて①

事業年度を終了（決算）しましたが、必要な手続き・提出書類はありますか。

□A8-1

建設業許可を受けている建設業者は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、「決算変更届」を提出することになっています。（法第11条第2項）

これには、工事経歴書（様式第2号）や直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）などの工事実績にかかわる書類のほか、財務諸表（貸借対照表等）を添付します。詳しくは、「建設業許可の手引き」をご覧ください。

「決算変更届」は毎年必ず提出するものですので、お忘れのないようお願いいたします。

Q8-2 決算後に必要な手続きについて②

決算変更届に添付する工事経歴書（様式第2号）の「配置技術者氏名」の欄は何を記入すればよいですか。

□A8-2

工事経歴書（様式第2号）の「配置技術者氏名」の欄には、その工事の主任技術者又は監理技術者として配置された技術者の氏名を記入する必要があります。

この欄の記載を誤ると、専任性が必要な工事に配置している技術者が、同時期の別の工事にも配置されている又は営業所技術者等が遠方の工事に配置されているという建設業法違反の疑義が生じることもありますので、正確に記入してください。

なお、専任特例1号や専任特例2号を適用した工事などの配置技術者については、以下のとおり記入してください。

（1）専任特例1号を適用した工事（Q&A52 参照）

専任特例1号を適用した工事については、「レ」印の代わりに「専任特例1号」と記入してください。

（2）専任特例2号を適用した工事（Q&A35-1 参照）

専任特例2号を適用した工事については、2段書きで監理技術者及び監理技術者補佐を記入し、監理技術者については「レ」印の代わりに「専任特例2号」と記入し、補佐の者については「レ」印の代わりに「補佐」と記入して下さい。

（3）営業所技術者等に関する配置技術者の職務の特例を適用した工事（Q&A45 参照）

営業所技術者等に関する配置技術者の職務の特例を適用した工事については、「レ」印の代わりに「特例」と記入してください。

（4）特定専門工事

特定専門工事に該当し主任技術者を配置しない場合は、氏名の欄に「特定専門工事」と記入してください。

※配置技術者については、3. 技術者制度の各項目を参照

Q8-3 決算後に必要な手続きについて③

決算変更届の提出を失念し、次の決算期を向かえてしまいました。この場合は、提出を失念した前期の決算変更届もあわせて提出するのでしょうか。

□A8-3

決算変更届はQ&A8-1のとおり、毎年提出するものですので、2期分の決算変更届を提出する必要があります。

Q9 一式工事について

工事経歴書(様式第2号)の記入に当たり、下請工事を土木一式工事や建築一式工事として分類することができますか？

□A9

一式工事とは、Q&A29のとおり、総合的な企画・指導・調整のもとに建築物や土木工作物を作ることとされており、原則として元請で請け負った工事が対象となります。

このことから、発注者の書面による承諾を得て、元請負人から一括して工事を請け負った場合(Q&A65参照：(注)共同住宅を新築する建設工事については一括下請を行うことはできない)を除き、下請で施工した工事を一式工事として分類する事例は極めて少ないと考えます。また、一括下請負は公共工事については一切できません。

よって、下請工事については、一式工事以外の専門工事に分類するか、その他の建設工事に分類することになります。

Q10 工事实績について

同一の発注者から、毎月同じ工事名で注文書を受けて工事をしていますが、これは1年間(決算期)で1つの工事とみなすのでしょうか。※工事現場はそれぞれ別の場所。

□A10

1つの工事とみなすことはできません。工事は注文書ごとに計上するので、工事経歴書には注文書ごとに記載してください。

Q11 許可の有効期間について

許可の有効期間は5年ですが、更新の手続きを忘れてしまい、1週間前に許可が切れてしまいました。今からでも更新の申請はできますか。

□A11

有効期間を満了した時点で許可が失効していますので、1日でも過ぎてしまった場合は、新規で許可を申請することになります。

なお、新たに許可を取得することになりますので、許可番号も変わることになります。

Q12 許可の更新について

建設業許可の更新申請を行いました、今受けている許可の期限が到来し許可が切れましたが、まだ更新の通知がきません。この場合、建設業許可がないので500万円以上の工事を請け負うことはできなくなるのですか。

□A12

建設業許可の更新申請書を提出した後に、現在の建設業許可期限が到来した場合でも、許可の更新申請に対する処分（更新又は更新拒否）がされるまでの間は、現在受けている建設業許可が有効とされます（法第3条第4項）から、従来どおり営業することができます。

Q13-1 特定建設業許可の財産的基礎について①

特定建設業許可の財産的基礎は何をもって判断するのですか？

□A13-1

特定建設業許可の財産的基礎は、直前決算期の財務諸表により、新規設立会社については創業時における財務諸表により、それぞれ確認を行います。

なお、資本金の額に関する基準については、許可の申請日までに増資を行うことによって、基準を満たすことが認められています。ただし、増資によって自己資本額が増加した場合であっても、自己資本額の確認は、あくまで直近の決算期における財務諸表により確認を行います。

Q13-2 特定建設業許可の財産的基礎について②

特定建設業許可を受けた後の決算で財産的基礎の基準を満たさなくなった場合、許可は無効になるのですか。

□A13-2

特定建設業許可の更新直前の決算期には基準を満たしている必要がありますが、それまでの決算期については、基準を満たさなくなったとしても許可の効力が失われることはありません。

Q14 いわゆる「許可切れ新規」の財産的基礎について

一般建設業許可の財産的基礎の有無の判断で、「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」とありますが、以前許可を受けていた者が更新の失念により許可が失効したことで、あらためて新規許可（いわゆる「許可切れ新規」）を申請した場合、この適用を受けることはできますか。

□A14

「許可申請直前」とされているように、申請時点で許可を有している必要があります。（更新申請がこれにあたります。）したがって、「許可切れ新規」の場合は申請時点で許可を有していないため、財産的基礎は自己資本の額又は資金の調達能力によって判断されます。

Q15 許可の欠格要件について

建設業法施行規則に定める「誓約書」に記載されている“建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件”について教えてください。

□A15

次の①から⑦に該当する場合をいい、建設業許可を受けようとする者がこのいずれか（許可の更新を受けようとする者については③～⑦以外。）に該当する場合は、許可を受けることはできません。また、許可を受けた後、③～⑦以外に該当した場合は、事実発生後2週間以内に届出が必要です。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ②心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ③不正の手段により許可（認可を含む）を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（役員、

支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む)

- ④許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑤許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑥営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑦営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑧禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑨建設業法、又は一定の法令の規定（※）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑩暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下暴力団員等という)（役員等（法人）、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
- ⑪営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及びその役員）が上記のいずれかに該当する者
- ⑫暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）

の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）

- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 14 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 26 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 101 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

Q16 各議会の議員との兼務について

県や市町村議会の議員と経營業務の管理責任者等は兼務することができますか。

A16

営業所への常勤、専任が求められる経營業務の管理責任者及び営業所技術者等並びに工事現場への専任が求められる主任技術者等は、議会活動等で拘束される地方議会の議員との兼務は認められません。

また、許可を受けた際、議員でなかった経營業務の管理責任者又は営業所技術者等について、その後、議員に就任した場合は、変更が必要になります。

	県や市町村議会の 議員との兼務
経營業務の管理責任者（注 1）	×
営業所技術者等	×
現場専任を要する主任技術者・監理技術者	×
現場専任を要しない主任技術者・監理技術者	○
島根県が発注する建設工事を受注した元請業者 が設置する現場代理人（注 2）	×

(注1) 地方自治法第92条の2において、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されている点にも留意が必要です。

(注2) 島根県における建設工事契約書約款第10条により工事現場に設置される現場代理人は、工事現場への「常駐」が求められます(Q&A53, 54参照)。

Q17 建設業の許可票について

工事現場に掲げる「建設業の許可票」は、少額の工事や下請工事でも掲示しなければなりませんか。

□A17

法第40条では建設業者は店舗及び建設工事の現場ごとに、一定の標識を掲げることが義務づけられています。

標識の掲示の対象は、発注者から直接請け負ったもの(元請)が掲示の対象となり、下請については標識の掲示義務はありません。(法第40条)

なお、この掲示を怠ると建設業法違反となり、罰則の適用がありますのでご注意ください。

標識の記載事項(規則第25条第1項)

- (1) 一般建設業又は特定建設業の別
- (2) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- (3) 商号又は名称
- (4) 代表者の氏名
- (5) 主任技術者又は監理技術者の氏名

Q18 譲渡、合併又は分割による許可の承継について

新しく規定された合併・事業譲渡等に際しての、事前認可の手続きとは何ですか。

□A18

従来は、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は会社の分割後の会社が新たに建設業許可を取り直すことが必要となり、新しい許可を得るまでは建設業を営むことができない空白期間※が生じていま

した。

令和 2 年 10 月の改正法施行により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能となり許可の空白期間なく事業承継が可能となりました。

詳しい手続きについては「建設業許可の手引き」をご覧ください。

※旧法では吸収合併で事業承継する場合は、消滅会社だけが持っている建設業許可を新たに申請する必要があり、手続きは合併完了後に行う必要があったため、申請から許可までに 1～2 ヶ月程度の空白期間が生じていました。

Q19 譲渡、合併又は分割による許可の有効期間について

合併・事業譲渡等によって許可を承継した場合の有効期間はいつまでですか。

□A19

事業譲渡等の日に承継する許可、及び譲渡日以前から承継人が持っている建設業許可については、譲渡日に許可の有効期間が更新されることとなりますので、譲渡日の翌日から起算して 5 年が許可の有効期間となります。

Q20 相続による許可の承継について

建設業の許可を相続により承継できるようになったとのことですが、どのような手続きが必要ですか。

□A20

建設業者が死亡した場合に、**死亡後 30 日以内に相続の認可申請**を行えば、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業を引き継ぐことが可能になりました。

なお、相続人が相続しない場合には、廃業届等の提出をお願いします。

詳しい手続きについては「建設業許可の手引き」をご覧ください。

2. 請負契約関係

Q 21 請負契約とは

「建設工事」の請負契約とはどのような契約ですか。

また、建設現場へ自社の従業員を派遣することは可能ですか。

□A21

「請負」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する」ことを言います（民法第632条）。よって、建設工事に係る請負契約では、注文者からの注文を受けて、請負業者が自らの裁量と責任において、自己の雇用する労働者を指揮命令下において業務に従事させ、建設物等の完成の責務を負う契約をいいます。

また、法第24条では、「委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定されています。

なお、労働者派遣法（昭和60・7・5・法律第88号）においては、「労働者派遣」について、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ他人の指揮命令を受けて、当該他人のために従事させること」で、労働者を当該他人に雇用させる約束をしていないものと定めています（労働者派遣法第2条第1項第1号）。そして、建設業務については、労働者派遣（自社従業員を建設現場に派遣し、派遣先の指揮命令の下に従事させること）を行ってはならないと定めています（同法第4条第1項）ので、特にご注意ください。

Q 22 建設業法に定める「建設工事」に該当しないものについて

経営事項審査などにおいて、建設工事に該当しないと指摘されることがありますが、建設業法の「建設工事」に該当しない業務はどのようなものがありますか。

□A 22

建設工事の施工に際しては様々な業務が関係し、下請負契約などに基づき実施されますが、その中には、必ずしも建設工事に該当しないものもあります。

該当しないと思われる主な業務の例を以下に示しますが、具体のケースでは契約の内容及び業務の内容を契約ごとに個別に判断する必要があります。

◆建設工事に該当しないと考えられる業務

※建設工事に該当しない業務は、完成工事高には計上せず、「兼業売上高」に計上することになります。したがって、工事経歴書（様式第2号）への記載はできません。

- ①発注者から貸与された機械設備の運転管理
- ②ボーリング調査を伴う土壌分析
- ③工事現場の警備・警戒（ガードマン等）
- ④測量・調査（土壌試験、分析、家屋調査等）
- ⑤建設資材（生コン、ブロック等）の納入
- ⑥仮設材のリース
- ⑦資機材の運搬（運送）業者（据付等を含まないもの）
- ⑧機械設備の保守点検（修繕等を含まないもの）
- ⑨土砂搬出（土砂の掘削を伴う積み込み作業等の建設工事に該当する作業を含まないもの）
- ⑩清掃、除雪、除草委託等

Q 23 同時に指名を受けた業者との下請負契約について

工事の発注に当たって同時に指名を受けた業者（いわゆる相指名業者）が下請業者になることは可能ですか。

□A 23

島根県では特に禁止していませんが、発注者によっては禁止している場合がありますので、各発注者に確認してください。

また、相指名業者への下請については、談合や丸投げ等の疑惑を招かぬよう慎重に対応することが望まれます。

Q 24 請負契約書等について

市町の発注する少額の修繕工事等については契約書（注文書・請書）を交付してもらえない場合がありますが、請負契約書等を省略してもいいのですか？

□A 24

国においては、会計法の規定により一定金額未満の請負工事契約について契約書の作成を請書の作成に換え又はその作成を省略していますが、県及び市町

村の発注する建設工事については、全ての契約について契約書を作成する必要があります。（平成13年10月24日付管発第344号土木部長通知及び「島根県会計規則の運用について（通知）」第68条の4関係2参照）

地方自治体の会計（財務）条例・規則で契約書の作成を省略できるとされている場合でも、建設業法の適用される工事請負契約については、上位法である法第19条の規定が優先されるので、建設工事の請負契約については、金額の大小を問わず、全ての建設工事において請負契約書を取り交わす必要があります。

Q 25 元請・下請間の契約について

元請と下請の契約は書面で行う必要がありますか？

□A 25

請負契約は民法上では口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで請負代金、施工範囲等に係る元下間の紛争を防ぎます。

元請け・下請け間の契約に関する相談で多いのは、口約束での契約による代金の支払い等に関するトラブルであるため、**契約に当たっては書面で、署名又は記名押印をして相互交付してください。**

下請契約にあたっては、公共工事・民間工事、金額の大小によらず、次の①～③（以下、契約書等という。）のいずれかの方法によって行います。（平成12年6月29日付建設省経建発第132号）

- ① 契約書
- ② 「注文書・請書」＋基本契約書
- ③ 「注文書・請書」＋基本契約約款

※②の場合、以下の要件を全て満たせば、注文書及び請書への署名及び記名押印は必ずしも必要ないとされています。

- (ア) 注文者が、消費者契約法第2条第1項に規定する「消費者」でないこと
- (イ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、建設業法令遵守ガイドラインで示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること
- (ウ) 基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること

※③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付又は印刷

されたもの

(1) 建設工事標準請負契約約款（令和7年12月2日中央建設業審議会作成・勧告）

建設工事標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会から勧告されています。

【種類】

① 公共工事標準請負契約約款

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

(2) 電磁的措置による建設工事の請負契約の締結について

建設業法では、書面に代えてC I - N E T等による電子契約も認められています。その場合でも、契約書で示す15項目は記載しなければなりません。

Q 25-2 建設工事の見積もりについて

適切な見積依頼について教えてください。

A 25-2

見積依頼は書面又はメール等の電磁的方法で行ってください。また、見積条件の提示にあたっては、下請契約の具体的内容を提示することが必要です。

記載が必要な事項は、契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目のうち、請負代金の額を除いた14項目です。

また、工事の注文者は契約までに工期又は請負代金に影響を及ぼす事象に関する情報の提供を行わなければなりません。

(1) 見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な

事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500 万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000 万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5 日以内に限り短縮することができます。

(2) 材料費等記載見積書の作成

下請負人は見積書の作成において、次に掲げる事項を内訳などとして最低限明示するように努めなければなりません。

- ① 材料費（元請負人が支給する場合はその旨を記載する）
- ② 労務費
- ③ 法定福利費（事業主負担分）
- ④ 安全衛生経費
- ⑤ 建設業退職金共済掛金
- ⑥ 必要となる作業日数

下請負人は、元請負人から請求があったときは、請負契約が成立するまでに、上記の材料等記載見積書を交付しなければなりません。

また、元請負人は下請負人が作成した材料費等記載見積書について、その内容を考慮するよう努めなければなりません。

(3) 電磁的方法による見積り

あらかじめ注文者の承諾を得ることにより、電磁的方法による見積りも可能です。詳細は「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン」をご参照ください。

「電磁的方法」とは

- ①電子情報処理組織（電子メール、web サービス等）
- ②磁気ディスクその他（CD-ROM 等）

(4) 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りの禁止

下請負人が、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る額による見積りを行うことは禁止されています。

また、元請負人が、下請負人から交付された見積書に対して、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めることも禁止されてい

ます。

【労務費に関する基準について】

建設工事において適正な労務費を確保するための基準として、中央建設業審議会より勧告された「労務費に関する基準」（令和7年12月中央建設業審議会勧告）が、通常必要と認められる労務費の指標となります。

（5）不当に低い請負代金の禁止

元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を下請負人と締結することは禁止されています。

また、下請負人が、正当な理由がある場合を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することも禁止されています。

Q 25-3 下請代金の適正な支払いについて

下請代金の適正な支払いについて教えてください。

□A 25-3

下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。

（1）元請負人の下請代金支払いにあたって

元請負人※は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヵ月以内に支払わなければなりません。

なお、請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1ヵ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

※元請負人は、法第2条第5項の定義によるため、「下請契約における注文者で建設業者であるもの」を指していることから、発注者から直接工事を請け負う者に限定される訳ではありません。

(2) 下請代金の支払いは現金払いで

下請代金は、できる限り現金払いとし、少なくとも労務費相当分は現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。また、手形で支払う際には、現金化にかかる割引料等のコストや手形サイトに配慮をすることが必要です。

【ポイント】

- ①できる限り現金払い
- ②少なくとも労務費相当分は現金で支払うよう配慮
- ③手形と併用の場合、手形期間は60日以内でできるだけ短い期間とすること

(3) 前払金を受けた時は

元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

(4) 検査及び引渡しは書面で

元請負人は、下請工事の完成を確認するための検査を、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

また、下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

(5) 特定建設業者が下請代金を支払う時は

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

【ポイント】

特定建設業者は、元請としての義務と特定建設業者の義務の両方の義務を負います。このため、注文者から出来高払いや竣工払いを受けた日から1ヵ月以内か、下請負人の引渡しの申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡し申出日）のいずれか早い方が実際の支払日になります。

(6) 下請代金の支払いにかかる留意事項

元請負人と下請負人の間で、適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認

できる仕組みとして、下請負人に対する適正な労務費の支払、技能者に対する適正な賃金の支払を確保するためにコミットメント条項を契約書に規定した場合、契約当事者はその規定に則って誠実な履行が求められます。

Q 26 契約書等に記載する項目について

契約書等に記載する項目は、具体的には何がありますか。

A 26

次に掲げる項目は必ず記載しなければならない重要項目です。（ただし、④、⑤、⑩、⑬の項目について定めをしない場合は記載をする必要はありません）
（法第 19 条）

①工事内容	⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
②請負代金の額	
③工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	
⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 ⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑧価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め	⑮契約に関する紛争の解決方法
⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	⑯その他国道交通省令で定める事項

※建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の 4 項目を加え、記載しなければなりません。（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条）

①分別解体等の方法 ②解体工事に要する費用 ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ④再資源化等に要する費用

Q 26-2 請負契約の内容を適切に整理した帳簿の記載事項と添付書類について

帳簿の記載事項と添付書類について教えてください。

□A 26-2

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。帳簿（添付図書を含む）には5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものは10年間）、法第40条の3の国土交通省令で定める図書（完成図、打合せ記録、施工体系図）は10年間の保存義務がそれぞれありますので注意してください。

具体的な内容は建設業法施行規則第26条をご参照ください。

なお、営業に関する図書として保存が義務付けられているものについて令和7年12月の法改正で以下の2項目が追加されていますので、ご注意ください。

- ・材料費等記載見積書又はその写し（作成されたとき）
- ・建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に送付したものに限り）

Q 27 適正な工期の設定について

適正な工期の設定について教えてください。

□A 27

建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期での工事は、過労や手抜き工事にもつながる恐れがあるため、建設工事の請負契約に際しては、適正な工期設定を行う必要があります。通常認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、**注文者・受注者（建設業者）ともに禁止されています。**（Q 27-2 参照）

契約締結に際し、「工期に関する基準」等を踏まえ、対等な立場に基づき公平公正で適正な工期を設定する必要があります。

具体的な事項は以下のとおりです。

○注文者

- ・通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を**禁止**
- ・工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記
- ・通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を**禁止**

- ・工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知する義務（例）地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
 - ・受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力
- 建設業者
- ・通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
 - ・工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記
 - ・工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り
 - ・工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知する義務（例）主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
 - ・工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可

Q 27-2 著しく短い工期の禁止について

著しく短い工期の禁止には、どのようなものが該当しますか。

□A 27-2

令和2年10月の改正建設業法施行により、注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間を工期とした請負契約を締結することが禁止されました。（法第19条の5）

通常必要と認められる工期については、建設工事の見積もりにおいては工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積りで明らかにして、建設工事の見積もりを行うよう求めていることから受注者の工期見積もりを尊重した上で、現場の条件等を含めて総合的に判断することになるため、数値的な基準は示されていません。

著しく短い工期に関する規定に違反した場合には、許可行政庁（国土交通省又は県）は発注者に対して勧告を行い、勧告に従わないときは、その旨を公表することとなります。発注者が建設業者の場合は監督処分の対象となる場合があります。

Q 28 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供とは何ですか

建設工事の注文者が建設業者に提供することとされた、「工期等に影響を及

ぼす事象」とはどんなものですか。

□A 28

建設工事の注文者は、工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて、契約締結までに受注者に通知することも規定されました。（法第20条の2、施行規則第13条の11）

土地取得の経緯や近傍の事象により、工期に影響を及ぼす可能性について注文者が承知している以下のような事項が想定されます。

（例）

地中の状況等に関する事項

- ・支持地盤深度
- ・地下水位
- ・地下埋設物
- ・土壌汚染等

設計に起因する調整に関する事項

周辺環境に関する事項、資材の調達に関する事項

- ・設計図書との調整
- ・設計間の整合等
- ・近隣対応
- ・騒音振動
- ・日照阻害等

Q 28-2 おそれ情報の通知について

おそれ情報の通知とはどんなものですか。

□A 28-2

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項として定められました。（法第20条の2第2、3、4項）

また、労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、関連する情報（「おそれ情報」）を必要な情報として通知しなければならないこととされました。

実際に資材高騰が生じたときは、受注者から注文者に対して請負代金の変更協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります。（公共発注者は協議に応ずる義務あり）これらにより、価格変更協議が促されることとなります。

Q 29 一式工事・専門工事について

一式工事と専門工事の違いは何ですか。

□A 29

一式工事とは、①原則元請として請け負った、②総合的な企画・指導・調整のもとに建築物または土木工作物を建設する工事であり、③工事の規模、複雑性等からみて、個別の専門工事（大工工事、屋根工事など）として施工することが困難な工事とされています。一方で、専門工事とは、大工工事、屋根工事などの工事内容の専門性に着目して区分された個別の工事種類で、一式工事となる大規模、複雑な工事を除いたものです。※関連Q&A9

なお、一式工事の許可を受けた者が、一式工事以外の個別の専門工事を請け負う場合は、その専門工事の許可を別途受けなければならない（軽微な建設工事を除く）ことに注意しておく必要があります。

Q 30 一式工事に許可を受けていない専門工事が含まれている場合について

受注した一式工事の中には、建設業の許可を受けていないとび・土工工事や、電気工事などの専門工事が含まれています。この場合、許可を受けていない専門工事の施工はどのようにすればいいのでしょうか。

□A 30

専門工事を請け負う場合には、原則として、工事の種類に応じた専門工事業の許可が必要ですが、一式工事の許可業者が一式工事として請け負う工事の中に、お問い合わせのように専門工事が含まれている場合は、その専門工事業の許可をもたなくとも施工することができます。（※一式工事の許可を受けていればすべての業種の工事を請け負うことができるという意味ではありませんので、ご注意ください。）

この場合は、次の①又は②のいずれかの方法で施工する必要があります。ただし、当該専門工事が「軽微な建設工事」に該当する場合は、その必要はありません。（法第26条の2第1項）

①その専門工事について主任技術者たる資格を持っている者を、「専門技術者」として配置して施工する。（受注した一式工事の主任技術者や監理技術者がその資格を有している場合は兼務してもよい。）

②その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請負させる。

Q 31 付帯工事を含む専門工事の請負契約等について

例えば、「管工事業」の許可のみを持つ建設業者が、1,500万円の工事（うち管工事 900万円、熱絶縁工事 600万円）を請け負う場合、「熱絶縁工事業」の許可は必要ですか。

□A 31

以下の①及び②を満たす場合、熱絶縁工事業の許可がなくても熱絶縁工事を含めて請け負い、施工することができます。ただし、熱絶縁工事が「軽微な建設工事」に該当する場合は、その必要はありません。（法第26条の2第2項）

①熱絶縁工事が管工事の付帯工事であること。

②実際に施工する際は、自社で熱絶縁工事について主任技術者たる資格を持っている者を配置するか、熱絶縁工事の許可を受けている建設業者に下請負させること。

3. 技術者制度

Q 32 現場に配置する技術者について

工事現場に置かれる技術者について説明してください。

□A 32

建設業許可の要件として営業所に専任の技術者を置くことが求められていますが、それは適切な営業のためのものであり、建設工事の適正な施工のためには、実際に施工している工事現場に、一定の資格・経験を持った技術者を配置することが必要です。

このため、法第 26 条では、建設業者は建設工事の施工の技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者を工事現場に置かなければならないとしています。

Q 33 主任技術者について

「主任技術者」の役割はどんなものですか。

□A 33

主任技術者は、建設工事の施工にあたって、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材の品質管理を行います。また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のために安全管理、労務管理を行います。

Q 34 監理技術者について

「監理技術者」とはどんなものですか。

□A 34

発注者から直接工事を請け負い（元請）、その下請契約の合計額が 5,000 万円（建築一式工事の場合 8,000 万円）以上となる場合に、主任技術者に代えて置かれるものです。

監理技術者は、主任技術者の職務に加えて、下請人の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

Q 35-1 監理技術者、監理技術者補佐

「監理技術者補佐」とはどんなものですか。

□A 35-1

監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者である「監理技術者補佐」を専任で置いた場合、監理技術者の兼務を認めることとします。（2 工事現場）。（専任特例 2 号（（法第 26 条第 3 項第 2 号、第 4 項、令第 29 条、第 30 条監理技術者制度運用マニュアル三（2）②）））

監理技術者補佐は、令第 29 条第 1 号で、「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」とし、以下の①又は②の要件となります。

①1 級の第一次検定に合格した者（1 級技士補）※

※且つ、当該工種の法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること（主任技術者有資格者）

②法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者有資格者）

【取り扱い】

※兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲です。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいです。

※工事現場の数が 1 であっても監理技術者を補佐する者を配置することはできますが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできません。また、専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。

※同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した現場を兼務することはできません。

Q 35-2 監理技術者補佐を配置した時の監理技術者の責務

「監理技術者補佐」を配置したときの「監理技術者」の責務（職務）はどんなものがありますか。

□A 35-2

監理技術者は兼務する工事現場の監理技術者としての職務（Q&A34 参照）のほか、監理技術者補佐を適切に指導監督することも求められます。

Q 36 監理技術者資格者証と監理技術者講習について

当社の技術者が監理技術者資格者証の交付を受けましたが、この度受注した公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に専任の監理技術者として配置することが可能でしょうか。

□A 36

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、有効な監理技術者講習を受講している必要があります。

おたずねの技術者の方が監理技術者講習を受講していない場合には、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事における専任の監理技術者として配置することはできません。
※講習の有効期限は、受講日の属する年の翌年1月1日を起算点として5年後となります。

Q 37 監理技術者資格者証の携帯について

監理技術者として配置されたときは、監理技術者資格者証は常時携帯していないといけませんか。

□A 37

監理技術者は発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは常時これを携帯していることが必要です。

Q 38 技術者の現場専任について

技術者の現場専任制度とは何ですか。

□A 38

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除くほとんどの工事が該当）で、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、当該工事に置く主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第26条第3項）とされています（監理技術者を除き監理技術

者補佐を含む)。※発注者が公共機関ではない、いわゆる民間工事も含まれます。

この場合の「専任」とは、工事目的物の品質の確保を徹底する必要から、他の工事の主任技術者又は監理技術者及び「営業所技術者等」との兼務を認めないというものです。※関連Q & A45

Q39 4,500万円以上の下請契約を受注した場合の主任技術者について

請負代金が4,500万円以上の下請契約を受注し、主任技術者を専任配置しましたが、契約工期の内に現場で工事を行うのはその内の一部期間です。この場合、契約工期中現場作業のない期間も主任技術者の専任配置が必要ですか。

□A 39

下請工事においても請負代金が4,500万円以上の工事を請け負ったときは、主任技術者を現場に専任で配置する必要があります。しかし、下請工事については、施工が断続的に行われることが多いため、専任の必要な期間は、当該下請工事（再下請負した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間とされています。

ただし、元請建設業者と下請建設業者の間で「専任を要しない期間」が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている必要があります。

ここで、注意しなければならないのは、例えば工事が三次下請業者まで下請けされている場合で、三次下請業者が現場作業を行っている日については、一次下請業者（専任を要することとなっている二次下請業者を含む。）は自らが直接施工する工事のない時でもその主任技術者は現場に専任する必要があるとあります。

Q 40 主任技術者と監理技術者の配置の判断について

大規模工事を受注した際に、監理技術者又は主任技術者のどちらを配置するか判断はどのようにすればいいですか。

□A 40

工事受注後速やかに、専門工事業者等への工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるかを的確に把握し、下請契約の予定額が5,000万円以上となれば当初から監理技術者

を配置することとなります。

また下請契約の予定額が 5,000 万円未満であれば主任技術者を配置することとなりますが、監理技術者を配置する工事に該当するかどうか流動的であるものについては、工事途中での技術者の変更が生じないように、監理技術者の資格を有する技術者を当初から配置しておく必要があります

Q 41 下請契約の額が途中で増額したことで監理技術者を配置する場合

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事の途中で下請契約の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合、途中で監理技術者の資格を持つ技術者と交代できますか。

□A 41

工事の途中で下請契約の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置する必要があります。

なお、主任技術者等の途中交代は施工管理の面から好ましいものではないので、工事施工当初から大幅な変更等があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ者を配置しておく必要があります。

Q 42 主任技術者又は監理技術者の変更について

請負金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事については、主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要ですが、工事の途中で、同等以上の資格を有する技術者に変更することはできますか。

□A 42

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、主任技術者又は監理技術者の工期途中での交代は慎重かつ必要最小限としてください。ただし、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほかや、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。

ただし、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、主任技術者又は監理技術者の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

Q 43 営業所技術者等について

「営業所技術者等」の職務等について教えてください。

□A 43

営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者）については、建設業の営業の中心である営業所において、建設工事に関する適正な契約の締結及びその履行を確保することが主な役割です。そのため、建設業法では、「その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で「専任のもの」を置かなければならない。（法第7条第2号）」と規定しています。

Q 44 「専任」について

A43の「専任のもの」とはどのようなことですか。

□A 44

「専任のもの」とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専ら職務に従事することを要する者のことです。したがって、職員の場合は、事業主と継続的な雇用関係があり、通常の勤務時間中はその営業所に勤務していることが必要です。

※テレワークとは、営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、工事現場で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。

Q 45 営業所技術者等の現場配置について①

営業所技術者等は主任技術者として工事現場に配置することはできないのですか。

A 45

営業所技術者等は、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。特例として、以下の要件を満たす場合に限って、営業所技術者等が当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置できます。なお、（１）～（３）の併用はできません。

（注）島根県が発注する工事においては、以下の要件に加えて県独自の要件を設けています。詳しくは当室のホームページをご確認ください。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある工事（専任特例を活用する場合を除く）

【兼務の要件】（以下の全てを満たすことが必要）

○工事契約

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額

１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満

○兼任現場数

１工事現場

○営業所と工事現場の距離

１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内

○下請次数

３次まで

○連絡員の配置※１

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置※２

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等※３

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置※４

○直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

※１～４は、A-52の※印参照

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接※1している場合）

【兼務の要件】（以下の全てを満たすことが必要）

- 当該営業所において締結された工事であること
- 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること※1
- 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

※1 島根県における「近接」の考え方…営業所から工事現場までが片道1時間以内

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合以外）

(1) の要件を全て満たすこと。ただし、請負金額は4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満

Q 46 営業所技術者等の現場配置について②

当社は技術者が営業所技術者等一人だけですが、この場合4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を受注しても大丈夫ですか。

□A 46

営業所技術者等は、工事現場に専任の必要な主任技術者又は監理技術者として配置することはできないため、4,500万円以上の建設工事を受注することはできません。

Q 47 営業所技術者等の現場配置について③

営業所技術者等を現場代理人として工事現場に従事させることはできますか。

□A 47

営業所技術者等は、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが必要です。現場代理人に現場常駐が求められる場合、営業所技術者等としての職務が果たせなくなるため、建設業法違反（第

7 条第 2 号、第 15 条第 2 号) となります。

なお、公共工事では現場代理人の現場常駐が求められているため、営業所技術者等が現場代理人になることはできません。

Q 48 専任の主任技術者又は監理技術者の他の工事との兼務について①

現在請け負っている工事と近接する工事を請け負った場合に、現在の現場に配置している専任の主任技術者又は監理技術者が、近接する工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができますか。

□A 48

「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの（工事一件の請負金額が 4,500 万円以上もの、建築一式工事の場合は 9,000 万円以上もの）については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。（法第 26 条第 3 項）」とされています。ただし、「密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。（令第 27 条第 2 項）」とされています。これについては、以下のとおり取り扱います。

・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当します。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分_を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。なお、専任の監理技術者については、大規模な工事に係る統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。（監理技術者制度運用マニュアル三（2））

上記の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえ、公共工事の入札・契約における公正な競争の促進及び適正な施工の確保の観点から、発注者が適切に判断することとなります。

Q 49 専任の主任技術者又は監理技術者の他の工事との兼務について②

主任技術者が兼務できる工事について、それぞれの現場の下請代金は5,000万円未満ですが、合算すると5,000万円以上になるときは、監理技術者の配置が必要ですか。

□A 49

主任技術者が兼務できる場合については、それぞれの現場が下請金額5,000万円未満であれば監理技術者の配置は不要です。

ただし、兼務しているいずれかの現場で下請代金が5,000万円以上になる場合には、下請代金が5,000万円以上になった現場に専任の監理技術者の配置が必要となりますので、主任技術者等の兼務はできなくなり新たな主任技術者又は監理技術者の配置が必要となります。

Q 50 現場専任が必要な監理技術者の他の工事との兼務について①

現場への専任に必要な「監理技術者」については、兼務が全く認められないのですか。

□A 50

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な管理を行う性格上Q&A48のとおり兼務は認められていませんが、同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができるとして、兼務が例外的に認められています。（監理技術者制度運用マニュアル三（2））

Q 51 現場専任が必要な監理技術者の他の工事との兼務について②

Q 50の場合注意しなければならないことがありますか。

□A 51

Q&A50のような工事の対象となる同一の建築物又は連続する工作物である場合については、すべての発注者からの承諾により、複数の工事を「一つの工事とみなす」ことによって同一の監理技術者等が当該複数の工事を管理すること

ができるとしたものです。この場合、これら複数の工事の下請金額の合計が5,000万円以上（建築一式の場合は8,000万円以上）であれば特定建設業の許可及び現場専任の監理技術者の配置が必要です。

Q52 専任特例1号について

専任特例1号とは何ですか。

□A 52

令和6年12月に施行された改正建設業法により、情報通信機器の活用等による兼任制度が新設されました。専任特例1号は、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされています。要件は以下のとおりです。（法第26条第3項第1号、第4項、監理技術者制度運用マニュアル三（2）

①令和6年12月13日施行）

なお、下請企業が配置する主任技術者についても適用可能です。

（注）島根県が発注する工事においては、以下の要件に加えて県独自の要件を設けています。詳しくは当室のホームページをご確認ください。

【兼任の要件】（以下の全ての要件をみたすこと）

○請負金額

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

○兼任現場数

2以下

○工事現場間の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数

3次まで

○連絡員の配置※1

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置※2

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等※3

電磁的方法によることができる

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置※4

- ※1 同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。
また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能です。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。
- ※2 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいですが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認出来るシステムであれば可能です。
- ※3 工事現場ごとに据え置き、帳簿と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければなりません。
- ※4 情報通信機器については、遠隔の現場との必要なやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも構いません。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しません。

Q 53 現場代理人とは

現場代理人の職務等について説明してください。

□A 53

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、主任技術者又は監理技術者との密接な連携をとりながら適正な施工を確保する役割があります。（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付国総建第315号））

Q 54 現場代理人の資格について

現場代理人はどんな資格が必要ですか？

□A 54

現場代理人については、とくに必要な資格等はありません。ただし、島根県工事請負契約約款第10条では、現場代理人については請負契約の履行に関し、請負者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締のほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負

代金の請求権限、契約解除権限などを除く。)を処理するとされていることから、本県では請負者の社員が現場代理人になることが合理的であると考え、直接的かつ恒常的な雇用を確認する書類を、工事着手届に添付するよう共通仕様書で求めています。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

Q 55 現場代理人の兼務について

現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務することができますか。

□A 55

下記の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとしています。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が4,500万円未満(建築一式工事にあつては9,000万円未満)であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

【参考】令和7年2月6日付け土総第660号

Q 56 現場代理人と他の工事の配置技術者との兼務について

請負額が4,500万円未満の工事については、主任技術者が二つ以上の工事を兼務することも可能だと思いますが、主任技術者が現場代理人を兼務している場合でも複数の工事の主任技術者になることができますか。

□A 56

建設業法上は請負額が4,500万円未満の工事について、主任技術者が二つ以上の工事を兼務することも可能です。また、Q&A55の条件を全て満たせば、主任技術者が現場代理人を兼務した場合であっても他の工事の主任技術者となる

ことができます。

なお、県発注工事以外の現場代理人については、発注者へ確認する必要があると考えます。

Q 57 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人の常駐義務が緩和される場合はどんな場合ですか。

□A 57

現場代理人は原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取り締まりを行うことされています。Q&A53, 54 参照

県では以下のいずれかの期間に該当する場合は、工事現場における常駐を要しないことができることとしています。ただし、発注機関の判断によっては現場代理人の常駐を求める場合もありますので、事前に監督員に協議をお願いします。

常駐義務の緩和期間

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成通知書を発注機関へ提出し、完成検査が終了するまでの期間
- (5) 上記に掲げる期間のほか工程上、又は天候状況等の理由で現場作業を行わない期間
- (6) その他、発注機関が認めた期間

(例示)

- ・法定休暇、忌引等の慶弔休暇又は病気休暇のように作業期間中にもかかわらず取得が必要な休暇の場合
- ・職務に関連する研修を受講する場合
- ・現場責任者会議（職長会議）等のように会社が開催する会議に出席する場合

【参考】平成31年1月24日付け土総第735号

Q 58 短期雇用者の現場配置について

技術者の資格を持っている個人と元請業者との間で工事期間中、雇用契約を締結した場合、主任技術者又は監理技術者となることができますか。

□A 58

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者と「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要とされています。したがって、その工事期間中のみの短期雇用については「恒常的な雇用関係」とは言えず、主任技術者又は監理技術者になることはできません。

また、派遣や単なる出向などについても「直接的な雇用関係」があるとは言えないため、主任技術者又は監理技術者になることは原則できません。ただし親会社及びその連結子会社の間の出向社員については一定の条件のもとであれば主任技術者又は監理技術者に配置することができます。（平成 15 年 1 月 22 日付国総建第 335 号）

Q 59-1 出向社員について①

経営事項審査において、出向社員は出向先の技術者として「技術職員名簿」に記載できますか。

□A 59-1

次の①～③を満たす場合に記載が可能です。

- ①出向契約書・出向協定書等により、出向の事実及び審査基準日以前 6 ヶ月を超える期間在職していることが確認できること。
- ②社会保険等に加入していること（出向元・先でもどちらでも構いません）
- ③出向元の経審で当該職員の名前をあげていないこと（重複申請はできません）

Q 59-2 出向社員について②

出向社員は「経營業務の管理責任者」、「営業所技術者等」、「令 3 条の使用人」とすることはできますか。

□A 59-2

経營業務の管理責任者、令 3 条の使用人については、①出向契約書・出向協定書等により出向の事実が確認できること、②社会保険等に加入していること

(出向元・先でもどちらでも構わない) が確認できれば可能です。

営業所技術者等については、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、出向社員であっても営業所技術者等にすることが可能です。(「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日付国総建第97号))

Q 60 雇用関係の確認書類について

公共工事においては、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者又は監理技術者については、3ヵ月以上の雇用関係にあることが求められていますが、何時の時点で3ヵ月以上の雇用関係が確認できることが必要ですか。

□A 60

公共工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者又は監理技術者については、建設業者が入札の申し込みをした日(指名競争入札にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日)以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要です。

なお、専任の必要のない主任技術者又は監理技術者については、3ヵ月以上の雇用関係は必要ありませんが、建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係は必要です。

4. 元請：特定建設業者の責務

Q 61 下請業者への指導の意義について

特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者等に対し法令遵守等について指導することが求められているそうですがなぜですか。

□A 61

大規模な建設工事の施工にあたっては、多数の下請負人が参加し、さらに二次、三次の下請が行われることも多く、従来必ずしもこれらの下請負人は建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や各種法令の規定への理解が十分でなかったことから、現場での事故災害等のほか労働者への賃金不払い等の問題が生じることがあったため、これらの問題を解決するため、特定建設業者が元請となった場合には、次の三つの責務を課しています。

① 現場での法令遵守指導の実施

主な法令としては、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法などがあげられます。

特定建設業者は、下請業者がこれら法令に違反しないよう現場での指導に努めなければなりません。

② 下請業者の法令違反については是正指導

下請業者が各種法令等に違反しているときは、是正を指導しなければなりません。

③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知

下請業者が是正指導に応じないときは、許可行政庁へ法令違反の事実を通知しなければなりません。

Q 62 指導すべき項目について

建設業法に関し現場での法令遵守指導を行う上で、下請業者に対して特に指導しておく項目がありますか。

□A 62

建設業法については、全ての規定を遵守することは当然ですが、特に次の項目について、下請業者に対して十分に指導することが必要です。

- ① 建設業の許可（第 3 条）
無許可業者へ 500 万円以上の建設工事を下請負してはならないこと
- ② 一括下請負の禁止（第 22 条）
- ③ 下請代金の支払い（第 24 条の 3）
 - ・ 労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすること
- ④ 検査及び確認（第 24 条の 4）
- ⑤ 主任技術者の設置等（第 26 条、26 条の 2）
必要な国家資格等の要件を満たしていること
直接的かつ恒常的な雇用関係があること
請負金額が 4,500 万円以上の工事については、主任技術者等はその工事現場に専任しなければならないこと
現場専任の必要な主任技術者等には「営業所技術者等」は配置できないこと

Q 63 不利益取扱の禁止

不利益取り扱いの禁止とは何ですか。

A 63

元請負人の違反行為を許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）、公正取引委員会、中小企業庁長官に通報を行ったことを理由に、取引の停止その他の不利益な扱いをすることを禁止したものです。（法第 24 条の 5）

通報の内容（例）

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第 19 条の 3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第 19 条の 4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第 24 条の 3 第 1 項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第 24 条の 4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第 24 条の 6 第 3 項、第 4 項）

Q 64 現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等について

現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等について教えてください。

□A 64

「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（令和6年12月13日公表）において、建設業者は、社会保険未加入者の排除の徹底等にあたり、建設キャリアアップシステム（CCUS）を積極的に活用し、効率的な現場管理等に取り組むべきであるとされています。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行う など情報の真正性が厳正に担保されている CCUS の登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とします。（この場合は証明書類の添付は不要）

CCUS を使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、資格情報のお知らせや資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の印刷物、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることが求められます。

5. 一括下請（丸投げ）

Q 65 一括下請とは

一括下請とは、どのようなものですか。

□A 65

工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請けにその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

Q 66 一括下請の禁止について

一括下請は全ての建設工事において禁止されているのですか。

□A 66

民間工事については、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負を行うことが可能です。ただし、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合であっても、一括下請を行うことはできません。

なお、公共工事については、一括下請は全面的に禁止しています。

Q 67 実質的な関与とは

一括下請（丸投げ）とならないためには、元請の実質的な関与が必要とのことですが、実質的な関与とはどのようなものですか。

□A 67

元請業者は下請工事の施工について、自らが総合的に企画、調整及び指導を行う必要があります。

「実質的な関与」については、元請業者の技術者が下請工事の

- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来型・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者の施工調整・指導監督

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要です。これらの①から⑥の業務について他の業者と分割して行うことはできません。

また、単に技術者を配置しているだけでは「実質的に関与している」とは言えず、①から⑥の全てに、主体的に関与していなければなりません。

発注者から工事を直接請け負った者については、①から⑥に加えて

- ⑦ 発注者との協議
- ⑧ 住民への説明
- ⑨ 官公庁等への届出等
- ⑩ 近隣工事との調整

等についても主体的な役割を果たすことが必要となります。

6. 施工体制台帳・施工体系図

Q 68 施工体制台帳の意義について

何のために、施工体制台帳は作られるのですか。

□A 68

施工体制台帳を作成することで、元請業者は現場の施工体制を把握することができ、①品質・工程・安全などの施工上のトラブル発生、②不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請等）、③安易な重層下請による生産効率の低下を防止することを目的としています。

Q 69 作成の時期について

施工体制台帳・施工体系図はいつ作成すればよいですか。

□A 69

平成 27 年 4 月 1 日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなりました。

民間工事については、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が締結した下請金額の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円）となった時点で作成の義務が発生します。

Q 70 施工体制台帳に記載が必要な下請負契約について

次のような下請負契約も、施工体制台帳に記載する必要がありますか。

- ① 運搬業者との契約（トラック等による土砂の搬出のみ）
- ② 警備会社との契約（ガードマン等）
- ③ 資機材業者、リース会社等との契約（資材・機材のみのリース）
- ④ 資機材業者、リース会社等との契約（オペレーター付のリース）

□A 70

それぞれ次のとおりです。

- ① 一般的には、トラック等による土砂の搬出のみの場合は建設工事の下請負契約には当たりませんので、施工体制台帳への記載は不要です。

ただし、土砂の積み込み作業（土砂の掘削を含む）等建設業法の請負工事に該当するものを含む場合には下請負契約が必要となり、施工体制台帳への記載が必要となります。

- ② 警備会社との契約は、建設工事の下請負契約には当たりませんが、国土交通省発注工事と取扱いを統一するため、施工体制台帳への記載を求めています。
- ③ 資材・機材のみのリースで、オペレーターは自社の従業員を配置する場合には、下請負契約に該当せず、施工体制台帳への記載は不要です。
- ④ オペレーター付で機材等をリースする場合、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられますので、基本的には下請負契約に当たるので、施工体制台帳への記載が必要です。

なお、その際には、Q&A21 のとおり、労働者派遣法に違反しないようご注意ください。

Q71 施工体制台帳の作成が必要な工事について

500 万円未満の小規模な下請工事を、無許可業者と契約した場合にも施工体制台帳に記載する必要がありますか。

A71

施工体制台帳には、許可を受けている建設業者はもちろん、許可を受けていない建設業者、工事の期間、規模の大小にかかわらず、その建設工事に携わった全ての業者を記載する必要があります。

7. 共同企業体

Q72 構成員との下請負契約について

2社で共同企業体（JV）を構成し建設工事を受注しましたが、JVから構成員である建設業者に下請工事を出すことはできますか。

□A72

共同企業体からその構成員である建設業者へ下請工事を発注することはできません。

共同企業体ではそれぞれの出資比率に応じて施工することとなっており、構成員の施工比率が変動することが明らかであれば、出資比率を変更した上で施工する必要があります。

Q73 QA71の理由について

共同企業体からその構成員に下請工事を発注することはどうしていけないのですか。

□A73

共同企業体は構成員がそれぞれの出資比率に応じて共同施工するものです。共同企業体の構成員から他の構成員への下請工事の発注は実質的に一構成員が出資比率以上の施工を行うことになり、構成員に対して下請を発注した他の構成員は、実質的な施工を行わずに出資比率に応じた利益を得ることになるため、いわゆる「ペーパーJV」に該当する場合があります。

Q74 完成工事高の分割割合について

共同企業体（JV）における各構成員の完成工事高はどの様に計算しますか。

□A74

共同施工方式（甲型）のJVで施工した工事の完成工事高は、工事の請負代金に各構成員の出資比率を乗じて得た額となります。

分担施工方式（乙型）については、運営委員会で定めた各構成員の分担工事の額となります。

8. その他

Q75 浄化槽工事業について

当社は現在浄化槽工事業登録を受けていますが、このたび建設業許可を取得しました。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

□A75

浄化槽工事業を営むには浄化槽工事業登録が必要です。一方で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を取得した場合、許可の取得時点で浄化槽工事業登録が自動的に失効することとなっています。

これらの許可取得後も浄化槽工事業を営む場合は、浄化槽工事業登録のかわりに、特定浄化槽工事業者の届出を行う必要があります。

詳しくは、土木総務課建設産業対策室（0852-22-5185）へご連絡いただくか、当室のホームページをご覧ください。

Q76 解体工事業について

解体工事業の登録と建設業許可の関係について教えてください。

□A75

建設リサイクル法（正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、解体工事業を営む場合、解体工事業を営む都道府県ごとに登録が必要とされています。なお、建設業許可（土木一式、建築一式、解体工事の3業種のいずれか※）を有している場合は、登録は必要ありません。

なお、この登録を受けて請け負えるのは、軽微な工事（1件当たりの金額が500万円未満の解体工事（ただし建築一式工事に該当する場合は工事1件あたりの請負金額が1,500万円未満の工事）のみです。軽微な工事に該当しない建築物等の解体工事を請け負おうとする場合には、建設業許可が必要になります。

Q77 解体工事業について

当社は現在解体工事業登録を受けていますが、このたび建設業許可を取得しました。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

□A77

請負金額 500 万円未満の軽微な解体工事のみを請け負う場合は解体工事業登録が必要です。一方で、建設業許可のうち土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかを取得した場合、許可の取得時点で解体工事業登録が自動的に失効することとなっています。

この場合、建設業許可取得通知書（様式第 5 号）の提出が必要になりますので、詳しくは土木総務課建設産業対策室へご連絡いただくか、当室のホームページをご覧ください。

【参考 HP】

建設業法関連ガイドライン・マニュアル（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

監理技術者制度運用マニュアル

建設業法令遵守ガイドライン

建設業許可事務ガイドライン

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

建設業法遵守ガイドライン等（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

1. 法令遵守

建設業法令遵守ガイドライン

「建設業法令遵守推進本部」の活動結果

建設企業のための適正取引ハンドブック

下請取引等実態調査

「建設業取引適正化推進期間」について

建設産業における消費税の転嫁対策について

建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止について

関係通達等

2. 指導監督 監督処分基準について

建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

〈通報窓口〉 建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）

3. 相談窓口 建設工事の請負契約に関する相談窓口（建設業取引適正化センタ

一)

建設業フォローアップ相談ダイヤル（旧：新労務単価フォローアップ相談ダイヤル）

建設業消費税転嫁対策相談窓口

建設業に関する各種相談窓口